

令和2年神審第40号

裁 決
漁船A乗揚事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官大野浩及び同官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和2年2月19日05時00分

和歌山県有田市地ノ島北岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 4.8トン

登 録 長 12.50メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

漁船法馬力数 80キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配した小型底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、同室前部左舷側に舵輪、その前方に機関遠隔操縦装置、魚群探知機及びGPSプロッターがそれぞれ備えられ、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首0.6メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年2月19日03時00分和歌山県箕島漁港を発し、同漁港北方沖合の漁場に向かった。

a受審人は、GPSプロッターを作動させて操船に当たり、03時30分漁場に到着し、操業を開始して揚網を行ったところ、漁網に損傷が認められたので補修作業を行うこととし、04時00分下津沖ノ島灯台から004度（真方位、以下同じ。）1.4海里の地点で、機関を中立運転として漂泊を開始し、折からの北西風によって132度の方向に1.6ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で圧流されながら、乗組員3人と共に作業灯を点灯した船尾甲板で同作業を始めた。

a受審人は、04時50分下津沖ノ島灯台から068度1.2海里の地点に達したとき、地ノ島北岸まで500メートルのところとなり、その後同岸に向かって圧流される状況であったが、漁網の補修作業に気をとられ、GPSプロッターにより同島との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行わなかったため、このことに気付かなかった。

こうして、a受審人は、地ノ島北岸に向かって圧流されながら漁網の補修作業を続け、05時00分下津沖ノ島灯台から078度1.3海里の地点において、Aは、船首が225度を向き、同岸に乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力4の北西風が吹き、潮候はほぼ高潮時であった。

乗揚の結果、船首部船底外板に破口、推進器翼に曲損等を生じたが、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、地ノ島北方沖合において、漁網の補修作業を行うために漂泊する際、船位の確認が不十分で、同島北岸に向かって圧流されたことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、地ノ島北方沖合において、漁網の補修作業を行うために漂泊する場合、同島に著しく接近することのないよう、GPSプロッターにより同島との相対位置を確かめるなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、漁網の補修作業に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、地ノ島北岸に向かって圧流されていることに気付かず、同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年6月15日

神戸地方海難審判所

審判官 門 戸 俊 明